

「障害者権利条約」批准へ向け、国内法の見直しを求める意見書

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」とうたった「世界人権宣言」が1948年に採択されて、今年で60年になる。障がい者分野においては、1975年「障害者の権利宣言」や1981年の国際障害者年を初め積極的な議論と共同行動が展開され、同時にアメリカを初め世界各国で差別禁止と平等の実現を目指す新たな障がい者法、制定、確立の動きが広がった。

21世紀最初の人権条約である「障害者権利条約」は、人権保障の国際的到達点を示すものである。すべての人に保障されるべき普遍的な人権と基本的自由を、障がいのある人に対して差別なく完全に保障することを提起している。また、福祉サービス、雇用、教育など各分野において、「障害に基づく差別」を禁止し、平等を促進するために、締約国が適切な行動をとることも規定されている。

国際条約は憲法に次ぐ位置にある。国は「障害者権利条約」批准に向けて、条約に反するような国内法の見直しを行い、権利保障の水準を抜本的に高める責任がある。しかし、自立支援法では障がい者が生きていくために必要な最低限の支援を「益」とみなし、費用を課しており、障がい者の社会参加と人権保障をうたった「障害者権利条約」に反するものである。

よって、本市議会は、政府に対し、障がいのある人の自由と権利を保障するため自立支援法の抜本の見直しと障がい者法制・施策を国際的水準に改善するため、下記の事項について要望する。

記

- 1 条約の趣旨に照らして、難病患者を初めすべての障がい者が福祉施策の対象となるよう障がいの定義を見直すこと。
- 2 平等を保障するための「障害者差別禁止法」（仮称）の制定を初め、障がいのあるすべての人に、「障害者権利条約」でうたわれた権利が保障されるよう、国内法の是正・見直しを早急に行うこと。
- 3 条約の批准に向けて、「障害者自立支援法」を抜本的に見直すこと。
- 4 国内法制度の見直しに当たって、障がいのある人や関係団体の参加を重視すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年6月25日

三鷹市議会議長 石 井 良 司